

「日常生活支援住居施設における支援理念」

日常生活支援住居施設の生活支援提供責任者等研修基礎講座

NPO法人抱樸 奥田知志

東八幡キリスト教会

全国伴走型支援推進協会

全国居住支援法人協議会

全国日常生活支援住居施設協議会

NPO抱樸

生活困窮者自立支援全国ネットワーク

共生地域創造財団

日本福祉大学 客員教授

ホームレス支援全国ネットワーク

名称

「日常生活支援住居施設」

「支援」

- ➡ アセスメントとプラン
- ➡ 変化・変革・解決

「日常生活」

- ➡ 記録と対話
- ➡ つながる・伴走

「日常生活支援」

- 1) 制度支援の手前
 - ☞ 日常のステージにおける支援
(本来個別的自立的領域)
 - ☞ 家族機能の社会化
(ほとんどが家族無・単身者)
- 2) 専門的・個別的
 - ☞ 包括的個別支援計画
 - ☞ 他制度活用コーディネート

「住居」

1) 個人の領域（施設ではない）

- ☞ 賃貸借契約による個人の住宅
- ☞ 日常の場所（弱目的的）
- ☞ 利用期間制限無し
- ☞ 客を招き（下記参照）

2) 社会参加の入り口

ファーストプレイスからサードプレイスへ

※居住（きょじゅう、英語：Residence）とは、一定の住まいを定め、そこに住んで自分たちの生活を営むこと。その場所を居住地（きょじゅうち）といい、通常そこが自宅（じたく）とされ、そこへ帰ることを「帰宅（きたく）する」と称される。そこに家族の生活の拠点を定めて、寝食を共にし、子供を育て、客を招き、社会活動、経済活動を行い、生活をしていくこと。また、その意味から派生して、必ずしも住宅・住居に限らず、乗り物の室内のように、一定の空間を持ち、快適で満足感が得られる状態も居住性として語られることがある。

※住宅（ハコ）のみを指す概念ではない。

（フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』より）

「施設」

- 1) 目的のための建物などの設備（強目的的）
- 2) 支援を実施する場所
- 3) 職員・支援者と利用者の関係

■社会福祉住居施設（社会福祉法）

①無料低額宿泊所

- 1) 支援委託無し無料低額宿泊所☞通称 無料低額
宿泊所
- 2) 支援委託あり無料低額宿泊所☞日常生活支援住
居施設

②委託無し無料低額宿泊所の強みと弱み

- 1) 入居対象者が限定されない
- 2) 運営（経営）が厳しい

③委託有り無料低額宿泊所の強みと弱み

- 1) 委託対象者が生活保護被保護者に限られる
- 2) 運営（経営）が比較的安定する

別添 1 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設における支援

○ 無料低額宿泊所において提供される支援については、本人又は家族が行う日常生活上の行為を代替する機能を持ったものとして、日常生活支援住居施設において提供される支援については、左欄の支援に加えて、個々の入所者が抱える課題に対する専門的・個別的支援を提供する機能を持ったものとして整理される。

※ 無料低額宿泊所において、右欄の支援が提供されること自体を妨げるものではないが、日常生活支援住居施設として委託事務費の交付を受けるためには、人員体制の整備等を行って都道府県知事の認定を受けた上で、福祉事務所から委託された被保護者に対して、個別支援計画に基づいて右欄の支援を行う必要がある。

		無料低額宿泊所	日常生活支援住居施設
(各施設における支援機能)		本人(家族)代替機能・便宜の供与	専門的・個別支援機能
(支援に係る費用の取扱い)		本人からの利用料により対応	委託事務費により対応
日常生活 (家事等)	食事	食事の提供	食事・洗濯・掃除等に課題がある者への自立支援
	洗濯	洗濯設備や洗剤の提供	
	掃除	共用部の清掃	
	日用品	共用備品・消耗品等の整備	家計管理等に課題がある者への相談支援等
	安否	安否確認、状況把握	外出等に課題がある者への外出支援等
健康	服薬		服薬サポート
	通院		通院同行(病状・治療内容の理解等の支援)
金銭	生活費	(利用料の受領)	金銭(自己)管理支援
社会生活 等	相談支援等	日常生活上の軽微な相談	・アセスメント、個別支援計画の策定 ・本人の生活課題等に応じた相談支援
	調整	(福祉事務所等への連絡)	他の支援機関等との調整、利用手続き支援
	コミュニケーション		交流支援、互助・役割づくり

利用者像と伴走型支援

省令における対象者

(対象者)

第七条 法第三十条第一項ただし書の規定に基づき、日常生活支援住居施設に入所させ、又は入所を委託する被保護者は、保護の実施機関が、その者の心身の状況及び生活歴、その者が自立した日常生活及び社会生活を営むために解決すべき課題、活用可能な他の社会資源、その者とその家族との関係等を踏まえ、日常生活支援住居施設において支援を行うことが必要と総合的に判断する者であって、入所を希望しているものとする。

42 施設を合計した入所者の年齢層の内訳
入所者のほぼ7割が60代以上である。

年代	人数	割合
10代	1	0.1
20代	29	3.6
30代	28	3.5
40代	63	7.8
50代	128	15.8
60代	202	24.9
70代	254	31.4
80代以上	105	13.0

30.8%

69.3%

社会福祉推進事業
日常生活支援住居施設における
個別支援計画の策定状況に関する調査事業
報告書2022年3月
居住支援全国ネットワーク

※日住に認定される以前も含めると通算して10年以上にわたり施設を利用している入所者も存在。

■連携している機関と連携頻度

- | | |
|-----------------------------|-------|
| ①「生活保護担当課」 | 100% |
| ☞「毎日」 | 35.7% |
| ☞「週1回以上」 | 26.2% |
| ②「高齢福祉担当部局」 | 88.1% |
| ③「地域包括支援センター」 | 85.7% |
| ④「居宅介護支援事業所」「介護保険居宅サービス事業所」 | 69.0% |
| ⑤「精神科医療機関」 | 85.7% |
| ⑥「精神科以外の医療機関」 | 85.7% |
| ⑦「訪問看護ステーション」 | 73.8% |
| ⑧「歯科診療所」 | 66.7% |

施設の人員配置	個別支援計画に記載されている主な支援	利用者像
15 : 1	<p>情報提供、面談、声かけ、見守り、助言但し、施設利用者のうち数名は医療的ケアの必要な対象者もあり、その場合は 7.5 : 1 くらいの割合の支援を実施しているケースもある。</p> <p>※食事提供は、今回提供のあった支援計画にはいずれにも記載されていない</p>	<p>ADL は自立。様々な課題を抱えるが、「自らのことは自ら動ける」と見立てられた利用者が多い。</p>
10 : 1	<p>見守り、助言、服薬確認、通院同行、本人への説明、本人ができない部分の補助、手続き代行、緊急時の支援情報提供や面談などは計画に文言としては入っていないが、記載されている支援内容から、それらは当たり前前に実施されているようにうかがわれる。</p>	<p>支援を継続してきて生活が安定してきた利用者や、様々な不安材料はあるが少し注視して見守る、本人が支援を求めてきたときに少しサポートするくらいの利用者が多い。</p>
7.5 : 1	<p>手続き・制度利用申請代行、地域資源活用、関係機関との情報共有、ケース会議の実施、相手方との交渉、就労支援情報提供、面談、声かけ、見守り、助言、本人への説明、本人ができない部分の補助などは、計画に文言としては入っていないが、記載されている支援内容から、それらは当たり前前に実施しされているようにうかがわれる。</p>	<p>複合的な課題を支援員と一緒に解決をしていく必要がある利用者が多い。また制度上のサービスを活用する利用者が多い。</p>
5 : 1	<p>食事・排泄・服薬の介助、金銭管理、部屋の清掃、外出サポート、精神安定のための寄り添い、専門職による医療行為</p> <p>手続き・制度利用申請代行、地域資源活用、関係機関との情報共有、ケース会議の実施、情報提供、面談、声かけ、見守り、助言、本人への説明、本人ができない部分の補助などは、すでに活用や実施が前提になっている支援内容のため、支援計画にあえて記載されてはならず、当然のこととして実施しているようにうかがわれる。</p>	<p>医療的ケアや介護サービスなどが必要で、すでに制度上のサービスをフル活用している利用者が多い。</p>

■入所者に関するトラブル

- ① 「飲酒問題」 92.9%
- ② 「迷子（目的地に行きたいがたどり着けない）」 88.1%
- ③ 「家賃滞納」 85.7%
- ④ 「喧嘩」 83.3%
- ⑤ 「万引き」 83.3%

■ 看取りまで行うことができるか？

「看取りまで行うことができる可能性がある」 34.1%

「看取りまで行うことは難しい」 65.9%

■ 看取りまで行えない理由

「介護やケアができる人材がない」

「もともと、通過施設として利用できる人を対象としている」

■ 「看取りまで行うことができる可能性がある」と回答した理由

「訪問診療や往診に対応可能な医師と連携が取れている」

「施設の理念にホスピスケアがあり、積極的に受け入れている」

日常生活支援住居施設の対象者の特徴

①利用期間

- 1) 短期利用型—自立支援重視
⇒自立支援必要（居宅設置・就労・生保受給申請など）
- 2) 長期利用型—生活安定重視
⇒安心して地域で暮らすための生活支援中心

②多様で複合的な生きづらさを抱えている

- 1) 制度につながっていない（使える制度を利用出来ていない）
- 2) 制度に収まらない—「はみだしがちな人たち」
- 3) 制度+制度外の支援が必要
- 4) 早急な解決困難
- 5) 総合的かつ個別の支援計画が重要

③孤立状態にある

- 1) 相談できる人がいない
- 2) 家族との縁が切れている
- 3) コミュニケーション困難
- 4) 社会に対する信頼が低い
- 5) 地域移行後に孤立するリスク大
- 6) 社会や地域への参加支援必要

④日常生活支援が必要

- 1) 生活自立レベルで課題を抱えている
- 2) 家族機能の社会化
⇒看取りの問題なども含む

ホームレス支援から見た二つの困窮

1) 路上で…「畳の上で死にたい」

2) 自立後…「俺の最期は誰が看取ってくれるか」

👉「何が必要か」 住居、保証人、職、健康保険、携帯、弁護士

👉「誰が必要か」 心配してくれる人、一緒にいてくれる人、感謝してくれる人

3) 二つの困窮

👉 **経済的困窮**(ハウスレス)

※ハウスとホームは違う

👉 **社会的孤立**(ホームレス)

4) ホームレス中学生の現実(ホームレス襲撃事件)

👉「家があっても帰るところがない。誰からも心配されていない。俺はホームレスだからその気持ちわかるけどなあ」

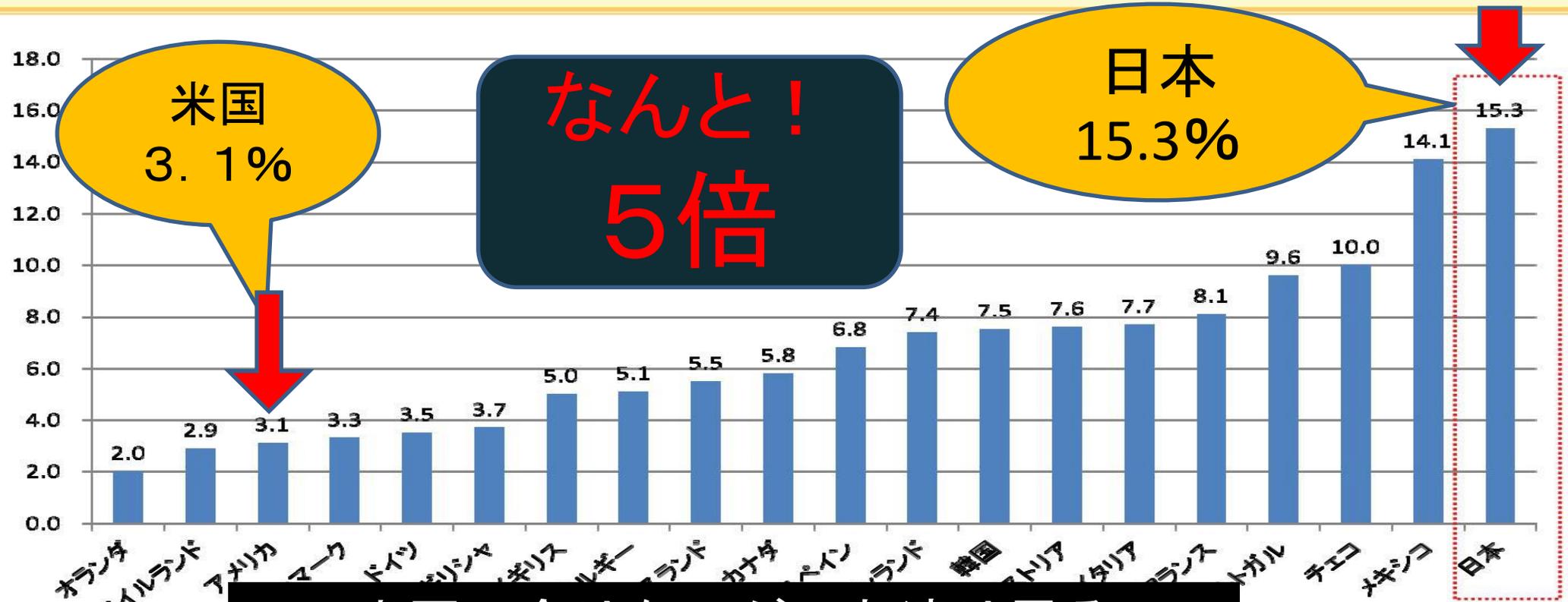
👉 路上の風景の全国化…「時代が路上に追いついた」

社会的孤立の調査 OECD諸国の比較

※相対的貧困率(2012年) 米国17.4% 日本16.1%

「家族以外の人」と交流のない人の割合(国際比較)

○ 日本では「友人、同僚、その他の人」との交流が「全くない」あるいは「ほとんどない」と回答した人の割合が15.3%あり、OECDの加盟国20か国中最も高い割合となっている。



(注)友人、職場の同僚との交流が、「全くない」

米国⇒金はないが、友達はある
日本⇒金もないが、友達もいない

「全くない」あるいは「ほとんどない」と回答した人の割合が15.3%あり、OECDの加盟国20か国中最も高い割合となっている。
Glance:2005 edition,2005,p8

昭和55年（1980年）

家族の風景
6割以上

第1位



42%

第2位



20%

第3位



20%

(資料) 内閣府男女共同参画局 (2022) 『結婚と家族をめぐる基礎データ』 2022年3月2日

2020年（40年後）

第1位



38%

单身増加
家族の不在

第2位



25%

...

第5位



7%

病気の時や日常生活に必要な作業について頼れる人の有無 (国際比較)

(※複数回答)

	60歳以上の単身者が頼れる人 (2015年)				
	別居 家族	友人	近所の人	その他	頼れる人 なし
日本	67.3%	21.1%	15.8%	7.0%	12.9%
米国	55.9%	48.0%	27.0%	9.2%	13.1%
ドイツ	63.3%	46.0%	45.0%	5.9%	6.1%
スウェーデン	58.0%	49.1%	30.1%	9.6%	9.2%

(資料)藤森克彦(2016)「単身高齢世帯(一人暮らし高齢者)の生活と意識に関する国際比較」(内閣府政策統括官(共生社会政策担当)『高齢者の生活と意識—第8回国際比較調査結果報告書』2016年3月)。

地域包括ケアシステムの前提



ここが
ある前提

すまい・すまい方・生活
支援など生活基盤
がある



医療介護サービスなど
が効率的・効果的に
提供できる



この前提で葉っぱが青々と茂る？
しかし、その前提が無くなったら、弱くなったらどうする？

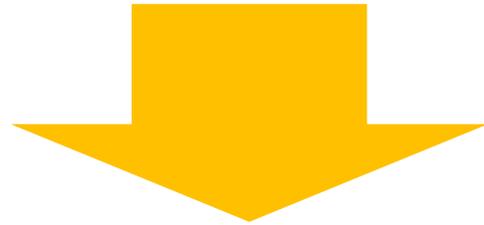
出所) 植木鉢の絵: 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業報告書」(地域包括ケア研究会)、平成27年度老人保健健康増進等事業。



**家族と企業
日本型社会保障の基盤**

つなぐ役割

制度



**家族と企業
日本型社会保障の基盤**

**新たな
隙間**

制度

家族と企業
日本型社会保障の基盤

新たな隙間

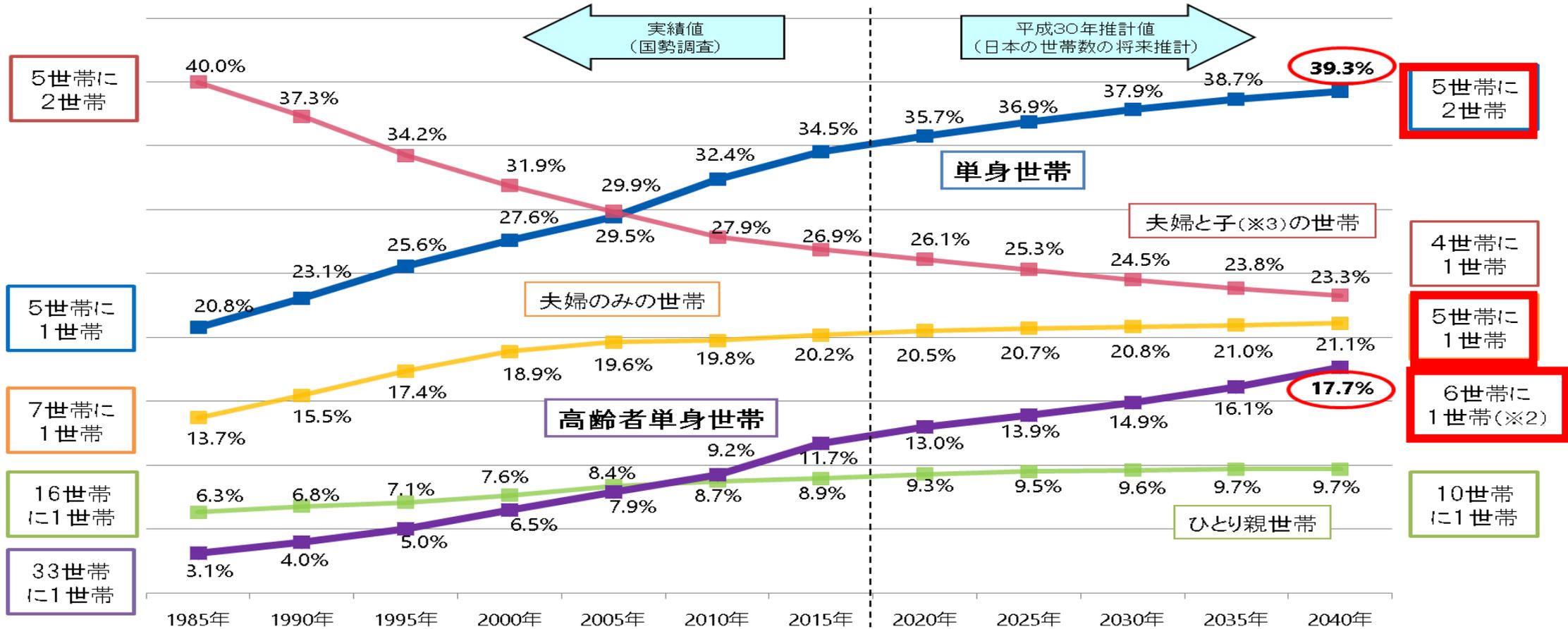
制度

新しい
民間

新しい
制度

世帯構成の推移と見通し

- 単身世帯、高齢者単身世帯、ひとり親世帯ともに、今後とも増加が予想されている。
- 単身世帯は、2040年で約4割に達する見込み。(全世帯数約5,333万世帯(2015年))



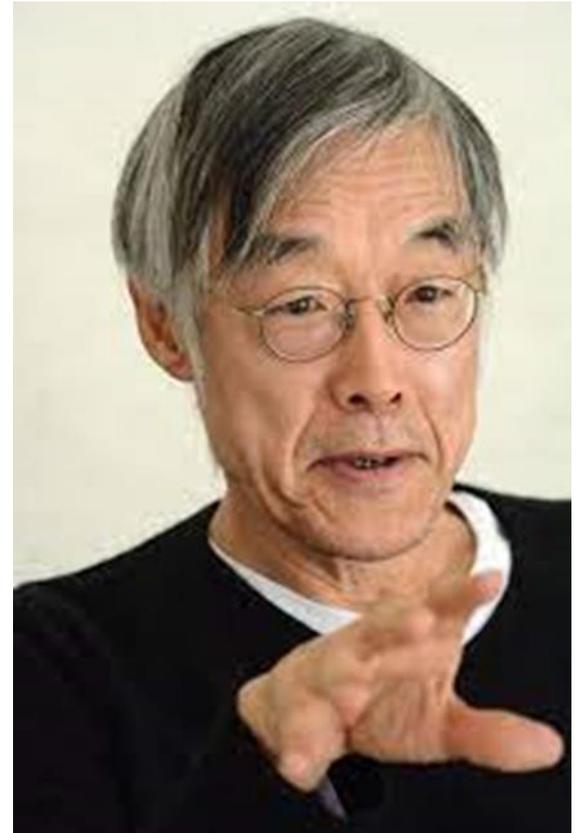
出典：総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計 (全国推計)(2018年推計)」

「その気」

内発的な動機
外発的な動機

高橋源一郎さんのことば

「人とのつながりが言葉を生む」



エサと弁当

地域共生社会の議論から

(「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ 令和元年 12 月 26 日)

1 地域共生社会の理念とその射程

○日本の社会保障は、他の先進諸国同様に、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ**現金給付**や福祉サービス等を含む**現物給付**を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。

日本の社会保障
つながりとケア

☞ 現金給付と現物給付
☞ 家族・地域・会社

つながり

 物語

支援の両輪

①問題解決を目指す

👉解決型支援

②つながり続けることを目指す

👉伴走型支援

(厚生労働省重層的支援体制整備事業)

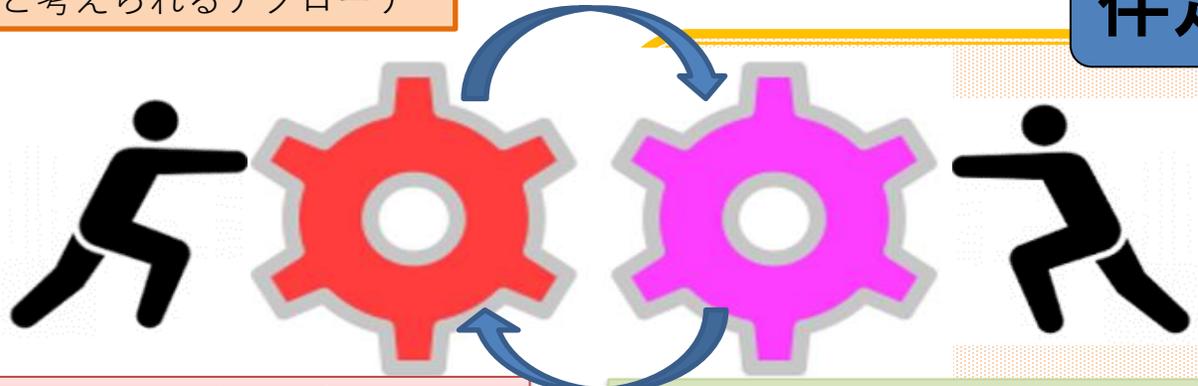
抱樸が提唱してきた孤立に着目した伴走型支援が
厚労省の次年度施策に明記された。

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ

伴走型支援

厚生労働省令和元年12月
地域共生社会推進検討会議最終まとめ



具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

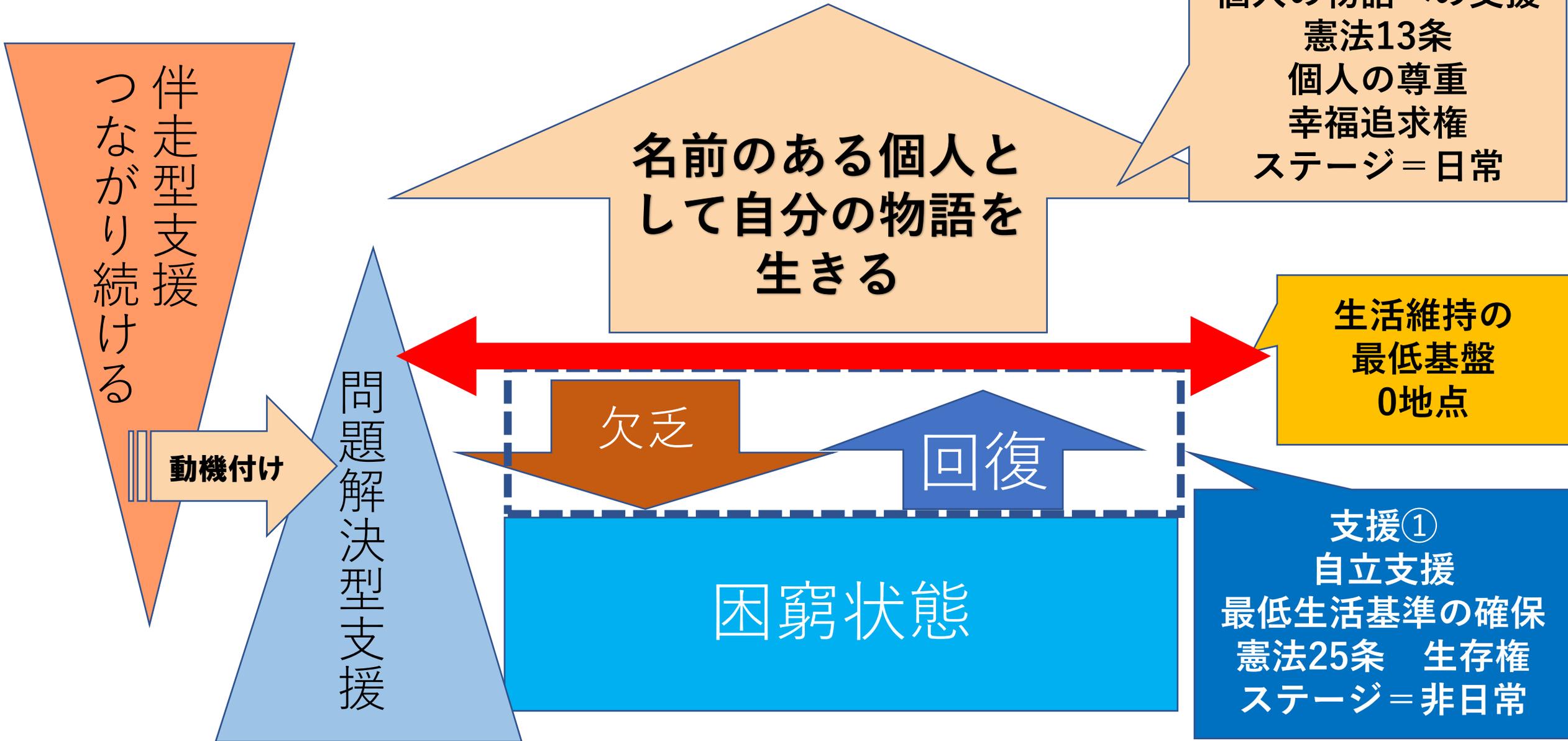
共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせる必要がある。

○一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め(エンパワーメント)、自律的に生きていくことを支える支援
(※)自律・・・個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること

支援における二つの支領域



伴走型支援
つながり続ける

動機付け

問題解決型支援

名前のある個人として自分の物語を生きる

欠乏

回復

困窮状態

支援②
自律支援
個人の物語への支援
憲法13条
個人の尊重
幸福追求権
ステージ=日常

生活維持の
最低基盤
0地点

支援①
自立支援
最低生活基準の確保
憲法25条 生存権
ステージ=非日常

伴走型支援における注意すべき点

①問題解決をおろそかにしてしまう

- ☞ 二つの支援は機能であって役割ではない
- ☞ あくまで支援の両輪であり二者択一ではない

②個人的関係に埋没する

- ☞ チーム支援が原則
- ☞ 抱え込みを防ぐ
- ☞ 伴走する地域(受け皿)の創造が必要
- ☞ 量の確保・質より量

③成果がわかりにくい

- ☞ 「つながり」や「孤立」に関する客観的指標がない
- ☞ 特に費用対効果に関する検証が困難。行政の評価困難

④伴走を手段とのみ見なし「つながり」の価値を見出せない

- ☞ つながりそのものがセーフティーネットであることの認識

居住支援 7つのポイント

住居を失うとはどういうことか

第一「生存的危機」

第二「社会的危機」

あらゆる行政手続等困難

住民基本台帳に基づく「現住所地」での申請

就職困難

社会活動制限

第三「関係的危機」

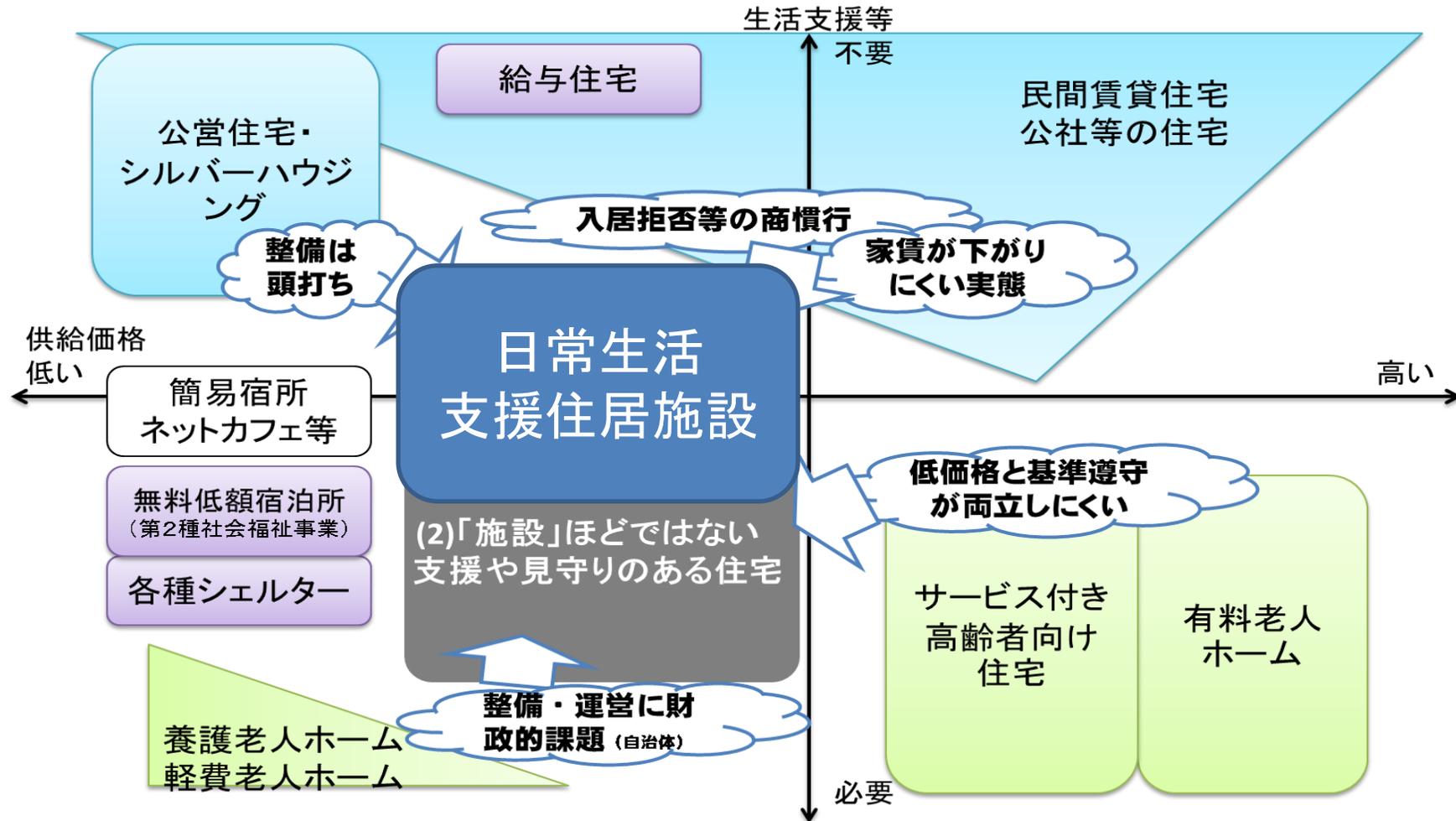
社会的孤立が進む

一定の所に暮らす⇨社会参加の前提

住居地を起点に人間関係構築・社会的信頼獲得

居住支援のフィールド・・・廉価と支援付

居住に関する資源を巡る課題



①ハウスレス・ホームレス ハウスとホームは違う

- ハウスレス（経済的困窮）とホームレス（社会的孤立）の2つの視座
- 経済的困窮への対応（問題解決型支援）に加え、社会参加や人との繋がりを含めた生活の営みを確保する（伴走型支援）が重要。

②総合的な相談支援

- 住宅のことで困窮している人は、多くの場合住宅だけでなく、複合的な困難要因を抱えている場合が多い。
- 居住支援に関する相談支援は総合的なものである必要がある。
- 一つの相談窓口だけでは対応できないことも多いので不動産事業者、物件オーナー、居住支援法人、居住支援協議会、地域（ご近所）、民生委員、地域社協などとの連携体制を構築する必要あり。

③ 2つの安心を支援

大家の安心 入居者の安心

- 「入居者の安心」と「大家（オーナー）の安心」をどちらも支援
- 「入居者の安心」については、前述のとおり社会的孤立を解消することを含めた「助けて」と言えるつながりが必要である。
- 加えて「大家（オーナー）」も「助けて」と言える体制の確保
- 大家の不安
 - 1) 家賃滞納
 - 2) 保証人不在、
 - 3) 身元引受
 - 4) 相談先
 - 5) 死後事務など

④住宅確保（空家活用） —入居支援（マッチング）

- 空き家の活用👉大家の安心確保
- 不動産事業者との連携体制
- 居住支援法人との連携
- 居住支援を行う団体によるサブリースモデル構築

NPO法人抱樸 「自立支援居宅協力者の会」

- 2005年「自立支援居宅協力者の会」創設
- 地元不動産事業者が住居喪失者の居住支援をNPOとの連携において実施するための組織
- 福岡県内の61社(北九州市内51、福岡市内10)の不動産事業者が加入
- 主な働きとして
 - ①不動産紹介、②入居後の見守り、
 - ③家賃滞納等の早期発見とNPOへの連絡、
 - ④退去や死去時の残置物処分などに関すること
- 2019年度NPO抱樸が受け付けた住宅に関する相談約350件
- その内、入居支援をした方約230人
- 不動産事業者にとっては、NPOからの入居候補者の紹介は収益事業
- NPO法人抱樸の「自立生活サポートセンター」が日常の支援を実施することで、不動産事業者や大家さんは、安心できる状態となっている

⑤断らない債務保証

- 債務保証や身元引受人も従来家族機能。しかし、それが脆弱
- 債務保証の新しい担い手 1) 居住支援法人 2) 債務保証会社
- しかし、機関保障の審査で落ちる人がいる
- 家賃滞納情報は、支援の要・早期発見、早期手当
 - ☞原因が依存症等によるものであれば金銭管理の支援等を検討
 - ☞保護世帯の場合は、代理納付を利用

⑥日常生活支援—家族機能の社会化

- 制度以前の家族機能である日常生活支援や見守りの仕組み
 - 1) 相談支援(※包括支援契約を検討中)
 - 2) 居住支援(入居、転居)
 - 3) 就労支援
 - 4) 子ども・家族まるごと支援
 - 5) 日常生活支援
 - 6) 金銭管理支援
 - 7) 制度とのつなぎ、戻しの支援 (そのためのネットワーク構築)
 - 8) 社会参加支援
 - 9) 互助会
 - 10) 看取りと葬儀支援
- 居住支援法人 (全国で約500法人) などプレーヤーの確保が急務
法人の半数は不動産事業所、半数は福祉関係団体

 住支援

⑦地域参加コーディネート

- 居住支援は、社会的孤立の解消までを射程に入る。
- 出会いから看取りまでが居住支援のステージ
- 大家の7割が高齢単身の入居に嫌悪感。死後事務等が問題。
- 地域共生社会の実現に貢献し、地域からの情報が入ったら支援に入るような体制構築も含め、共生型の地域をコーディネートしていくことが重要。
- サードプレイスの確保と連携



共同代表
向谷地 生良さん

2022年9月より
日本福祉大学(通信)
において伴走型支援の講座が開港
受講者が「日本伴走型支援協会」の
主催のスクーリングを受講することで
「伴走型支援士」認定



共同代表
奥田知志

一般社団法人
日本伴走型支援協会



**ご清聴ありがとうございました。
ござい ました。**